

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第三号)(衆議院)

提出)要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、当分の間、平成二十二年七月分以降の歳費について、月の途中で議長、副議長若しくは議員となった者又は月の途中で解散以外の事由により議長、副議長若しくは議員でなくなった者が、当該事由が生じた月の歳費として受けた額から、歳費を日割計算することとした場合に受けることとなる額を差し引いた額の全部又は一部を国庫に返納する場合には、公職選挙法第九十九条の二(公職の候補者等の寄附の禁止)の規定は、適用しないこととすること。

- 二、この法律は、公布の日から施行すること。